

皆さんご存知ですか？

「はかり」には2年に1回の「定期検査」があることを！！

私たちの身の回りには、スーパーの惣菜売り場や農産物の直売所のはかり、給油所の燃料油メーター等、さまざまな「計量器」がありますが、商品の売買や医療行為等に使用する特定の「はかり」については、正しく計量されることへの信頼が確保されなければ、私たちは安心して社会生活を送ることができません。「適正な計量」の実施は、空気や水と同じように私たち社会の基盤をなすものといっても過言ではないのです。このため、「計量法」という法律が作られ、こうした特定のはかりについては、有効期間を定め、「定期検査」を受けることを義務づけ、違反した場合は罰則が設けられる等、適正な計量の実施を確保することとしています。

【はかりの定期検査とは】

「はかり」を長い間使用していると誤差が生じることがあります。誤差が生じた「はかり」の使用は、正確さが保障されないため、“内容量がおかしい！”など、さまざまなトラブルの原因となることがあります。そこで、取引や証明に使用する「はかり」については、2年に1回の定期検査を受けることが義務付けられています。

沖縄県計量検定所では、市町村と連携し地域の公民館等に出向き、定期検査を行っています。日時、場所については、次の通りです。

平成28年度特定計量器定期検査日程（八重山地区）

1 指定の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり

検査地区	検査期日		検査場所
石垣市全域	8月16日（火）	午前9時30分～午前11時30分	宮良公民館
		午後1時30分～午後3時30分	白保公民館
	8月17日（水）	午前9時30分～午後4時	石垣市民会館
	8月18日（木）	午後1時30分～午後4時	石垣市健康福祉センター
	8月22日（月）	午後1時30分～午後4時	登野城公民館
8月24日（水）	午後1時30分～午後4時30分	石垣市公設市場	
開南、川原名蔵、於茂登	8月26日（金）	午前10時30分～午後3時30分	川原公民館
川平、崎枝桴海	8月30日（火）	午前10時30分～午後1時30分	川平公民館
桃里、野底伊原間、平久保	8月31日（水）	午前10時30分～午後3時30分	伊野田公民館
石垣市全域	9月2日（金）	午前9時30分～午後3時30分	八重山合同庁舎1階
	9月6日（火）	午前9時30分～午後3時30分	計量検定・検査室

検査の対象になるはかりの例

- ・スーパー、商店などで商品の売買に使用
- ・病院、保健所、学校、幼稚園、保育所などで身体測定に使用する体重計
- ・薬局などで調剤に使用するはかり
- ・宅配便などで運賃算出用はかり
- ・給食センターで残量調査用はかり

検査の対象にならないはかりの例

- ・飲食店、家庭などで調配合用に使用
- ・公衆浴場等に備えつけの体重計
- ・郵便物の料金の目安を調べるために使用
- ・工場などで原料の調配合や工程管理に使用
- ・農家で肥料配合用に試しはかりとして使用

【お問合せ】

沖縄県計量検定所 電話 098-889-2775
八重山事務所総務課 電話 0980-82-3040